

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 5月15日

【会社名】 東洋水産株式会社

【英訳名】 TOYO SUISAN KAISHA,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堤 殷

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目13番40号

【電話番号】 東京(03)3458 5111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 及 川 雅 晴

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目13番40号

【電話番号】 東京(03)3458 5111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 及 川 雅 晴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は平成21年5月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、フクシマフーズ株式会社（以下、「フクシマフーズ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成21年5月15日付けでフクシマフーズとの間に株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	フクシマフーズ株式会社
本店の所在地	福島県伊達郡桑折町大字成田字二本木10番地の1
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 井上 安雄
資本金の額	222百万円
純資産の額（単体）	6,150百万円（平成21年3月31日現在）
総資産の額（単体）	8,024百万円（平成21年3月31日現在）
事業の内容	食料品の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成19年3月期(単体)	平成20年3月期(単体)	平成21年3月期(単体)
売上高(百万円)	14,040	14,348	14,524
営業利益(百万円)	871	1,124	662
経常利益(百万円)	870	1,181	689
当期純利益(百万円)	538	705	308

（注）平成21年3月期の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益は金融商品取引法上に基づく監査終了前の数値です。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成21年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
東洋水産株式会社	51.76
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	4.17
株式会社榎本武平商店	3.74
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1.91
吉川紙業株式会社	1.85

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

・資本関係

当社は、平成21年3月31日現在、フクシマフーズの普通株式1,672千株（51.76%）を所有しております。

・人的関係

フクシマフーズの非常勤監査役は、当社の常勤監査役を兼任しております。また、フクシマフーズの取締役2名は、当社に在籍しております。

・取引関係

フクシマフーズは、当社から、即席麺、包装米飯製品の一部を受託製造しております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、昭和28年の創業以来50年以上にわたり、顧客第一主義に基づき、「お客様により良い商品、サービスを提供することにより社会に貢献する」べく、「赤いきつね」や「緑のたぬき」を代表とするマルちゃんブランドのもと、「安全でおいしい商品」「確実なサービス」をお客様にお届けすることを目指してまいりました。

一方、フクシマフーズは、昭和32年設立当初の果実缶詰の製造から始まり、昭和46年に当社の子会社となって以降、レトルト米飯、濃厚流動食の事業を展開し、高付加価値製品の製造販売等を行うとともに、「安全で安心な食品を安定してお客様に提供する」を常日頃から心掛け、現在は、即席麺を中心とした食料品の製造・販売、無菌包装米飯の製造などを行ってまいりました。当食品業界においては、原油価格の高騰、原材料価格の高騰を受けた商品価格の値上げ、少子高齢化による市場の縮小傾向などが要因となり、企業間競争は引き続き厳しい状況が続いております。また、後を絶たない食品の原産地偽装表示事件等から消費者の食の安全面に対する意識はこれまで以上に高まり、当業界は品質管理強化の取組みが一層重視される中、環境問題への対応なども含め企業の社会的責任がますます求められております。

このような状況下、当社及びフクシマフーズは、消費者の食に対する安全・安心にお応えするため、品質管理の一層の強化を図るとともに、厳しい販売競争に対応するため、より一層のコスト削減並びに積極的な営業活動を推進してまいりましたが、生産・販売・研究開発などそれぞれの経営資源を最大限活用し、より一層連携体制を強化することが、両社の企業価値の更なる向上に繋がるものと判断し、本株式交換契約の締結を行うことといたしました。具体的には、研究開発部門の一体化により、新製品の開発スピードをさらに加速し、消費者に喜ばれる商品開発を行ってまいります。また、厳しい環境下において、意思決定の迅速化、経営資源の有効活用ができるものと考えております。

以上のように、本株式交換により、今後の当社グループ全体の経営リソースとのシナジー効果を発揮し、企業価値を向上させていきたいと考えております。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

平成21年5月15日に締結した株式交換契約書に基づき、当社は、本株式交換の効力発生の直前のフクシマフーズの株主名簿に記載又は記録されたフクシマフーズの株主（但し、当社は除く。）の所有するフクシマフーズの普通株式の合計数に0.70を乗じた数の当社の普通株式を交付します。なお、本株式交換では、当社は新株式を発行せず、当社が保有する自己株式（普通株式）1,088,642株を交付します。

株式交換に係る割当ての内容

フクシマフーズの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.70株を割当て交付します。ただし、当社が保有するフクシマフーズ株式に対しては、割当て交付を行いません。

その他の株式交換契約の内容

当社がフクシマフーズとの間で平成21年5月15日に締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

東洋水産株式会社（以下「甲」という。）とフクシマフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換を（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：東洋水産株式会社

住所：東京都港区港南二丁目13番40号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：フクシマフーズ株式会社

住所：福島県伊達郡桑折町大字成田字二本木10番地の1

第3条（株式交換に際して割当交付する株式）

甲は、本株式交換に際し、甲が所有する自己の普通株式を、本株式交換の効力発生日（以下に定義する。）の前日における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.70株の割合をもって割当交付する。但し、甲が保有する乙の普通株式に対しては割当交付しないこととする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則に従い、甲が定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（甲における株式交換契約の承認総会）

甲は、会社法第796条第3項本文の定めに従って、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、本株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（乙における株式交換契約の承認総会）

乙は、平成21年6月23日を開催日とする乙の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換の効力発生日の前日までに、本契約締結時点で保有している自己株式を消却する。また、乙は、本株式交換の効力発生日の前日までに取得した自己株式を、実務上可能な範囲において消却できるものとする。

第8条（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日は、平成21年10月1日とする（以下「効力発生日」という。）。但し、本株式交換手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙で協議し、合意のうえで行うものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 甲が第5条に定める手続による本株式交換を行うことができないとき。
- (2) 第6条に定める乙の株主総会の承認を得られなかったとき。
- (3) 本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき。

第11条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成21年5月15日

甲：東京都港区港南二丁目13番40号
東洋水産株式会社
代表取締役社長 堤 殷 印

乙：福島県伊達郡桑折町大字成田字二本木10番地の1
フクシマフーズ株式会社
代表取締役会長兼社長 井上 安雄 印

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の根拠及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社及びフクシマフーズはそれぞれ別個に両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「大和証券SMBC」といいます。）を、フクシマフーズは篠原公認会計士事務所を、それぞれ、第三者算定機関として選定いたしました。

大和証券SMBCは、当社についてはその株式が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成21年4月15日から平成21年5月14日までの1ヶ月間、平成21年2月16日から平成21年5月14日までの3ヶ月間及び平成20年11月17日から平成21年5月14日までの6ヶ月間の各期間のVWAP（出来高加重平均株価））を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して株式交換比率の算定を行いました。

一方、フクシマフーズについても、その株式が株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成21年4月15日から平成21年5月14日までの1ヶ月間、平成21年2月16日から平成21年5月14日までの3ヶ月間及び平成20年11月17日から平成21年5月14日までの6ヶ月間の各期間のVWAP（出来高加重平均株価））を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

各評価方法によるフクシマフーズの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.654 ~ 0.737
DCF法	0.613 ~ 0.642

大和証券SMBCは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその子会社、関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券SMBCが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

篠原公認会計士事務所は、当社についてはその株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成21年1月30日の当社の第3四半期決算短信の公表の翌営業日から平成21年5月7日までの期間、平成21年4月8日から平成21年5月7日までの1ヶ月間、平成21年2月9日から平成21年5月7日までの3ヶ月間及び平成20年11月10日から平成21年5月7日までの6ヶ月間の各期間のVWAP（出来高加重平均株価））を採用するとともに、株価倍率法を併せて採用した上で、株式交換比率の算定を行いました。

一方、フクシマフーズについても、その株式がジャスダック証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成21年1月30日のフクシマフーズの第3四半期決算短信の公表の翌営業日から平成21年5月7日までの期間、平成21年4月8日から平成21年5月7日までの1ヶ月間、平成21年2月9日から平成21年5月7日までの3ヶ月間及び平成20年11月10日から平成21年5月7日までの6ヶ月間の各期間のVWAP（出来高加重平均株価））を採用するとともに、株価倍率法を併せて採用した上で、株式交換比率の算定を行いました。

各評価方法によるフクシマフーズの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.64 ~ 0.73
株価倍率法	0.56 ~ 0.75

篠原公認会計士事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその子会社、関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、篠原公認会計士事務所が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

これらの算定結果をふまえ、両社で真摯に協議を重ねた結果、最終的に上記2報告内容(3)の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。この株式交換比率は、大和証券SMBCが当社に対して提供した算定結果、及び篠原公認会計士事務所がフクシマフーズに提供した算定結果の範囲内で決定したものです。

算定機関との関係

大和証券SMBC及び篠原公認会計士事務所とともに、当社及びフクシマフーズの関連当事者には該当いたしません。

- (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東洋水産株式会社
本店の所在地	東京都港区港南二丁目13番40号
代表者の氏名	代表取締役社長 堤 殷
資本金の額	18,969百万円
純資産の額(連結)	現時点では確定しておりません。
純資産の額(単体)	現時点では確定しておりません。
総資産の額(連結)	現時点では確定しておりません。
総資産の額(単体)	現時点では確定しておりません。
事業の内容	食料品の製造・販売及び倉庫業

以上